

学 則

①研修の目的	高齢者・障害者等の多様化するニーズに対応した適切な介護サービスを提供するため、在宅サービスの中核となる介護員の養成を図り、高齢化社会への対応と広く地域福祉に貢献することを目的とする。
②研修の名称	介護職員初任者研修（通学）
③研修日程	（別記様式第3-2）
④研修会場 （名称・所在地）	講義 栃木県小山市中央町3-7-1 ロブレ 7F 演習 栃木県小山市中央町3-7-1 ロブレ 7F 実習（別記様式第1-4）
⑤受講資格	義務教育修了者又は同程度の者 在留資格保持者 定員40名 （妊娠中の方は母性保護のため受講はお断りしています。）
⑥受講者本人の確認方法	戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出。健康保険証、運転免許証、在留カード、パスポートで本人確認となるものの提示。
⑦受講の手続き方法 （受講希望者多数の場合の対応についても記載）	指定の申込用紙又はWEB申込に必要事項を記入し、窓口・FAX・WEBにて申し込む。内容確認後、受講料等の支払いのため書類を送付する。受講料等の書類到達後期日までに受講料を納入する。受講料等納入確認後教材を郵送または、当社にて手交する。 応募者多数の場合には、当事業所で選択を行う。
⑧受講料、その他諸経費	受講料 1人 83,600円（テキスト代、消費税含む）
⑨講師氏名	（別記様式第1-3）
⑩使用テキスト	中央法規 介護のしごとと基礎 自立に向けた介護の実際
⑪研修修了の認定方法	全科目の修了時には、科目毎に定める「修了時の評価ポイント」に沿って各受講生の知識・技術等の習得度を評価する。 修了評価は100点満点法により、A・B・C及びDに分け、AからCまでを合格としDの場合は不合格とする。 (1) A (90点以上) (2) B (89点から80点) (3) C (79点から70点) (4) D (69点以下)
⑫欠席、補講及び退講の取扱い	・理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合には欠席とする。やむを得ず欠席をする場合には、必ず電話等により届け出ることとする。 ・研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を履修したものとみなす。
⑬研修科目免除の取扱いとその 手続方法	科目の免除については原則、認めない。
⑭面接指導方法等	・通学形式のみのため実施しない
⑮備考（特記事項）	